

本市中小企業者等に おける経営基盤の強化 を支援します。

事前申請

<u>対象者</u>:中小企業者、または中小企業者が 過半数以上で構成する団体・任意グループ

- ・市内に主たる事務所または事業所を有していること
- ・納期の到来した市税を滞納してないこと

補助対象となる経費



- ①各種研修の受講に係る受講料及び資料代
- ②外部専門家による社内研修に係る**委託費**または**謝礼**(旅費含む)
- ③技能検定 (職業能力開発協会等)、溶接技能者評価 試験 (日本溶接協会) の**受験手数料** (※合格者のみ) ※①・②の事業以外は、前年度に補助金交付を受けている場合
- ※①・②の事業以外は、前年度に補助金交付を受けている場合は対象外です。

情報化事業

ホームページ新規開設・リニューアルに関する **外部委託費**【ページ作成、システム構築に係る費用のみ】

- ※2回目以降の申請は、補助金交付された年度から2年度以上 経過してること。
- ※補助対象外の業種(情報サービス業等)
- ※1事業者あたり1年度につき1回の交付

販路開拓事業

- ・展示会・見本市に係る出展小間料・負担金
- 専門家等への販路開拓業務の委託費
- 試験販売に係る委託販売手数料・送料
- 商談会参加 (海外も含む) のための旅費

実績報告補助金請求

限度額(1年度) 5 ~ 15万円 (補助率 1/2~2/3)

※事業によって異なります。





企業

SHOP

に登録すると、補助率等 の優遇措置があります。

※必ず事業実施前に商工観光課にご相談ください。

補助金の申請についてのお問合せは

玉野市商工観光課 ■TEL:0863-33-5005 ■FAX:0863-33-5001

■E-mail:syoukoukankou@city.tamano.lg.jp